

研究活動に係る不正行為・研究費等の不正使用の通報窓口

本学における教育・研究又は管理運営上で研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為などで法令違反行為等が行われている又は行われようとしていることを知ったとき、大学の内外を問わず誰でも通報できる通報窓口を整備しています。

なお、通報は、電話・ファクシミリ・電子メール・書面・面会など各種の方法で受け付けます。

○通報窓口

- ・研究活動の不正行為（“捏造”、“改ざん”、“盗用”等）

受付責任者 学術研究推進部長

所在地 〒020-8550 岩手県盛岡市上田三丁目18番8号

電話 019-621-6048（直通） 大学内線 6048

ファクシミリ 019-621-6995（兼用）

電子メール kenbucho@iwate-u.ac.jp

- ・研究費の不正使用

受付責任者 特命課長（監査担当）

所在地 〒020-8550 岩手県盛岡市上田三丁目18番8号

電話 019-621-6023（直通） 大学内線 6023

ファクシミリ 019-621-6999（兼用）

電子メール kansa@iwate-u.ac.jp

○通報を受け付ける際の留意事項

- ・通報等を受け付ける際には、通報者の氏名、連絡先、不正を行ったとする者又は研究グループ名、不正行為の態様等、不正行為とする合理的根拠について確認させていただきます。
- ・調査に当たっては、通報者に協力を求める場合があります。
- ・通報者の名誉やプライバシーその他の人権を尊重し、通報者の氏名、通報の内容等が通報者の意に反して漏洩しないよう関係者の秘密保持を徹底いたします。
- ・調査の結果、悪意（専ら被通報者に何らかの損害を与えることや本学に不利益を与えることを目的とする意志をいいます。）に基づくものであることが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあり得ることを申し添えます。

○電話・面会での通報は、8:30 から 17:15 まで(土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く)にお願いいたします。